

## 第13回 定例農業委員会議事録

令和3年8月5日（木）午後2時15分より、市役所本庁舎8階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

### 出席委員（17名）

1 河合 稔	8 清水 峰幸	15 高木 正美
	9 林 新太郎	16 日比 育緒
3 棚橋 新一	10 國枝 義見	17 辻元 政博
	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 石原 幸一	19 廣瀬 悦治
6 吉田 和郎	13 山田 敏治	
7 傍島 勝美	14 吉田 幹夫	

### 欠席委員（2名）

2 佐竹 静		
4 岩井 豊太郎		

### その他の出席者（4名）

守屋事務局長	浅野課長	堀主幹
竹中事務局次長		

### 議案

議案第478号 土地現況確認申請について

議案第479号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第480号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第481号 農業振興地域整備計画変更（案）について

報告第13号 農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第13回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に8番 清水委員、13番 山田委員の両名の方  
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。  
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第478号、土地現況確認申請について、を議題に供します。事  
務局説明願います。

堀主幹

議案第478号、土地現況確認申請について、説明させていただきます。

農地法の適用を受けない土地(農地法第2条第1項の農地)の現況確  
認という形で、申請されたものです。

H10.11.1県通達により、公的証明により現況が農地でない証  
明、例えば、建物の建築年のわかる課税証明又は登記簿で、20年を超  
える物であるもの、または、農振農用地区域以外の農地で、公的機関が  
発行する証明書等により、現況が農地でなくなってから、20年を経過  
しているもの、または、災害により農地でなくなったものであり、相当  
程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものは、土地  
現況確認申請で対応できることになりました。

1番、田、49㎡で、自動車修理工場でございます。

1番の申請地は、市街化区域内にある農地です。

申請地は現土地所有者が平成22年11月に相続によって取得しまし  
たが、その時点で建築物が存在し、農地性を喪失していました。

このことは、国土地理院の航空写真にて平成8年時点では既に、修理  
工場として利用されていることから確認できます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第479号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第479号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、耕作状況、農機具の保有状況、労働力、技術などを見ても問題なく、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、3,571㎡で、規模拡大でございます。取得後は果樹(ブドウ)の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、畑、3筆合わせて、1,772㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稲及びお茶の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第480号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第480号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

3件提案されております。

1番、使用貸借権によります、田、499㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

2番、賃貸借権によります、田、724㎡で、運送業駐車場でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3番、使用貸借権によります、田、496㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第481号 農業振興地域整備計画変更(案)について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第481号 農業振興地域整備計画変更(案)について、説明させていただきます。

別紙の「議案第481号 農業振興地域整備計画変更(案)について」をご覧ください。

先ほど審議いただきました、農業振興地域整備促進協議会と内容は同じでありますので、個々の内容についての説明は省かせていただき、概略を説明させていただきます。

除外につきましては、農家分家住宅・5件で1,507㎡、農業用施設・3件で1,229㎡、以上合計8件、2,736㎡となります。ご審議お願いいたします。

了承いただければ、農業振興地域整備促進協議会の審議結果をもって、農業委員会の結論としてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第13号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

堀主幹 報告第13号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

2ページにお戻りください

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、3件申請されています。

1番、田、482㎡で、共同住宅でございます。

2番、田、312㎡で、宅地分譲でございます。

3番、田、989㎡で、貸資材置場・貸残土置場でございます。

農地法第5条関係届出明細については、25件申請されています。

4番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,153㎡で、建売分譲でございます。

5番、使用貸借権によります、田、257㎡で、一般個人住宅でございます。

6番、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、1,262㎡で、製造業駐車場でございます。

7番、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、1,338㎡で、製

造業駐車場でございます。

3ページをお願いします。

8番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、279㎡で、障がい者用スポーツ施設でございます。

9番、所有権移転によります、畑、332㎡で、貸駐車場でございます。

10番、所有権移転によります、畑、152㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

11番、使用貸借権によります、田、221㎡で、一般個人住宅でございます。

12番、所有権移転によります、田、125㎡で、一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、田、284㎡で、一般個人住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、283㎡で、一般個人住宅でございます。

15番、所有権移転によります、田、311㎡で、建売分譲でございます。

16番、賃貸借権によります、田、559㎡で、分譲住宅でございます。

4ページをお願いします。

17番、所有権移転によります、畑、749㎡で、分譲住宅でございます。

18番、所有権移転によります、畑、223㎡で、一般個人住宅でございます。

19番、所有権移転によります、田、992㎡で、食品卸業駐車場でございます。

20番、所有権移転によります、田、219㎡で、一般個人住宅でございます。

21番、所有権移転によります、田、498㎡で、建売分譲でございます。

22番、所有権移転によります、田、537㎡で、宅地分譲でございます。

23番、所有権移転によります、畑、3筆合わせて、313㎡で、一般個人住宅でございます。

24番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、63㎡で、宅地への進入路でございます。

25番、所有権移転によります、田、512㎡で、共同住宅でございます。

5ページをお願いします。

26番、所有権移転によります、田、167㎡で、一般個人住宅でございます。

27番、所有権移転によります、田、168㎡で、一般個人住宅でございます。

28番、所有権移転によります、田、103㎡で、一般個人住宅でございます。

続きまして、買受適格証明願について、説明させていただきます。

農地の競売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証明願が出ているものでございます。

農地法第5条関係の買受適格証明願は、転用目的ですので、内容は農地法5条の届出と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第5条の届出をしていただくこととなります。

29番、田、198㎡で、不動産業事務所でございます。

30番、田、198㎡で、寄宿舎でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

6ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、4件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願が申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま

したところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

31番、畑、315㎡でございます。

32番、田、2筆合わせて、1,335㎡でございます。

33番、田、畑、30筆合わせて、31,397㎡でございます。

34番、田、899㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

7ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、13件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

35番、畑、田、6筆合わせて、3,556㎡でございます。

36番、田、2,628㎡でございます。

37番、田、畑、12筆合わせて、8,806㎡でございます。

38番、畑、2筆合わせて、25,77㎡でございます。

39番、田、4筆合わせて、2,658㎡でございます。

40番、田、4筆合わせて、2,482㎡でございます。

8ページをお願いします。

41番、田、2筆合わせて、1,768㎡でございます。

42番、畑、250㎡でございます。

43番、田、畑、4筆合わせて、4,749㎡でございます。

44番、田、1,351㎡でございます。

45番、畑、田、6筆合わせて、2,402㎡でございます。

46番、田、4筆合わせて、2,658㎡でございます。

47番、田、畑、5筆合わせて、6,428㎡でございます。



続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、説明させていただきます。

9ページをお願いします。

農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、1件申請されています。

農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

48番、現況、山林、3筆合わせて、215,339㎡でございます。

当該地は、以前から、山林の様相を呈しており、既に農地性が失われているとの申請がありました。(※登記地目は畑)

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日比委員 ただ今の、事務局の説明に対して補足します。

令和3年7月21日に、代理人である行政書士の案内で、私と、谷川農地利用最適化推進委員及び事務局が現地に赴き、現地が山林であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時40分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和3年8月5日

議長（副会長）

高橋 滋

議事録署名者

清水 峰幸

議事録署名者

山田 敏治